

法令および定款に基づく インターネット開示事項

- 主要な営業所および工場
- 使用人の状況
- 主要な借入先の状況
- 新株予約権等に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

小林製薬株式会社

●主要な営業所および工場（2016年3月31日現在）

① 当社

本社	(大阪市中央区)
大阪工場	(大阪市淀川区)
中央研究所	(大阪府茨木市)
東京製品営業所	(東京都江東区)
大阪製品営業所	(大阪府茨木市)

② 子会社

富山小林製薬株式会社	(富山県富山市)
桐灰化学株式会社	(大阪市淀川区)
仙台小林製薬株式会社	(宮城県黒川郡)
桐灰小林製薬株式会社	(兵庫県三田市)
愛媛小林製薬株式会社	(愛媛県新居浜市)
小林製薬ブラックス株式会社	(富山県富山市)
コバヤシ ヘルスケア インターナショナル イン コーポレーティッド	(米国)
上海小林日化有限公司	(中国)
合肥小林日用品有限公司	(中国)
小林製薬（香港）有限公司	(中国)

●使用人の状況（2016年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,804 (569) 名	+228 (-2) 名

(注) パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,154 (202) 名	-23 (-18) 名	40.0 歳	13.8 年

(注) パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

●主要な借入先の状況（2016年3月31日現在）

該当事項はありません。

●新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2013年6月27日開催の第95期定時株主総会決議および2013年8月20日開催の取締役会決議により発行した新株予約権の概要

- a 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- b 新株予約権の行使価額 1個につき575,100円
- c 新株予約権の行使条件 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
- d 新株予約権の行使期間 2015年7月1日から2018年6月30日まで
- e 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	205個	普通株式 20,500株	5名

●業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および当該体制の運用状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 当社および当社グループでは、取締役および従業員が、法令遵守の精神と高い倫理観を持って行動することを「グローバルコンプライアンスポリシー」にて定め、役職員全員に配付する「従業員手帳」に記載します。また、コンプライアンスに関するテストおよびアンケートの実施や集合教育を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の更なる向上を図ります。

(当該体制の運用状況)

- ・当社および当社グループで定めている「グローバルコンプライアンスポリシー」を「従業員手帳」に記載して役職員全員に配付しています。
 - ・新規入社の新規従業員は入社時に「コンプライアンス誓約書」に署名、提出し、会社がこれを保管しています。
 - ・日本国内の役職員を対象とした「コンプライアンス e-ラーニング」をイントラネットで毎月テーマを変えて実施しており、対象者全員が受講しました。
 - ・日本国内の役職員を対象とした年1回の「コンプライアンス アンケート」を実施しました。
 - ・海外関係会社の管理職を対象とした「コンプライアンス研修」を現地で実施しました。
 - ・日本国内の関係会社の役職員を対象とした「コンプライアンス研修」を現地で実施しました。
- ② 四半期に一回開催される内部統制委員会(取締役会直轄)において、当社および当社グループの内部統制に関する方針・実行計画を決定するとともに、コンプライアンス上の重要な課題について協議し、その結果を適時取締役会および監査役会に報告します。なお、内部統制委員会は、代表取締役社長自らが委員長を務め、オブザーバーとして社外弁護士、常勤監査役の出席をもって構成・運営します。

(当該体制の運用状況)

- ・内部統制委員会を四半期に1回開催し、内部統制推進やコンプライアンス上の重要な課題を協議し、適時取締役会および監査役会に報告しました。
- ③ 社外取締役を選任し、第三者的立場からの監視を受け、また、当社および当社グループの経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の信頼性を高めます。また、取締役会への助言および提言体制として、外部識者、社外取締役および取締役等によるアドバイザリーボード、報酬諮問委員会、人事指名委員会等を設置しております。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役会を毎月開催し、社外取締役より第三者的立場からの監視、助言を得ました。
 - ・アドバイザリーボード、報酬諮問委員会、人事指名委員会をそれぞれ年2回開催し、取締役会への助言を行いました。
- ④ 当社および当社グループでは、公益通報者保護法、従業員相談室利用規程に基づき、法令上・企業倫理

上の問題等に関する従業員からの相談・通報窓口として従業員相談室を社内と社外弁護士事務所にそれぞれ設置します。また、当該窓口においては当社および当社グループの退職者並びに取引先の従業員からの相談・通報についても受け付け、情報の早期把握および解決に努めます。

(当該体制の運用状況)

- ・社内と社外弁護士事務所に設置している従業員相談室において、日本国内の従業員からの相談、通報を受け付け、情報の早期把握および問題の早期解決を図りました。
- ・外部委託業者に内部通報窓口を設置し、海外関係会社従業員からの通報を受け付け、解決にあたる体制を作っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 文書管理規程、企業秘密管理規程、情報システム管理規程等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理を行うとともに、必要に応じて適宜これらの規程の見直し等を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・毎月開催した取締役会の資料および議事録は、法令および社内規程に基づき適切に保存、管理しております。
- ② 取締役、監査役または内部監査部門が情報を求めたときは、担当部署は速やかにその情報を提供します。

(当該体制の運用状況)

- ・取締役、監査役、内部監査部門の求めに従い、担当部署は速やかにその情報を提供しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 経営リスクマネジメント規程に基づき、取締役会直轄の内部統制委員会にて、当社および当社グループのリスクマネジメントに関する計画等を策定し、取締役会において審議します。

(当該体制の運用状況)

- ・経営リスクマネジメント規制に基づき、全社的なリスクマネジメント取り組みテーマ3つを取締役会で決定し、リスク軽減に取り組みました。
- ② リスクマネジメントの推進部署を設け、経営リスクマネジメント規程に従い、当社および当社グループ各社の横断的なリスクマネジメント体制の整備、検証およびリスク情報の一元管理を行います。

(当該体制の運用状況)

- ・全社のリスク情報は当社総務部門で一元管理し、関連部門と情報共有の上、連携して対応に取り組んでいます。重大なクライシス発生時には社内規程に基づき危機管理本部を設置し、対応にあたる体制を築いています。
- ③ 平時においては、各部門およびグループ各社において、それぞれがリスクの洗い出しを行いそのリスクの軽減等に取り組めます。経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに関しては、担当部署から必要な情報を収集・整理し、適時グループ執行審議会にそれらの進捗報告を実施します。この報告は、当該リスク対策が完了するまで継続します。なお、有事においては、危機管理規程に基づき危機管理本部を設置し対応します。また、新型インフルエンザや自然災害等に対応するために、対策マニュアルや事

業継続計画(BCP)の作成を実施します。

(当該体制の運用状況)

・新型のインフルエンザや自然災害等に対応する対策マニュアルや事業継続計画（BCP）は適宜更新しています。

- ④ 内部監査部門は内部統制担当部門から内部統制委員会に報告されるリスクマネジメント体制の状況について、必要があればその有効性を監査し、その結果を代表取締役社長に報告します。また、監査役、内部統制委員会および各業務執行部門長に適宜報告します。

(当該体制の運用状況)

・内部監査部門はリスクマネジメント体制の状況につき定期監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。

(当該体制の運用状況)

・取締役会は毎月の定例と臨時を合わせて15回開催し、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保しました。

- ② 業務執行機能と監督機能の分離・明確化のため、執行役員制を導入しております。職務執行の効率化のため、執行役員制とあわせて事業部制を導入しております。

(当該体制の運用状況)

・執行役員制と事業部制を導入することにより、業務執行機能と監督機能の分離、明確化、および職務執行の効率化を図っています。

- ③ 中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定した上で、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行します。また、グループ執行審議会で実績報告を適時受けることにより、職務執行の効率化を図ります。

(当該体制の運用状況)

・全社中期経営計画および年度予算を設定し、各部門はその目標達成に向けた具体策を立案して実行しました。また、その実績は適時、グループ執行審議会で報告を受け職務執行の効率化を図りました。

- ④ 取締役の任期を1年とし、取締役の責任の明確化を図り、また、取締役の人数の最適化を図ることにより機動性を確保します。

(当該体制の運用状況)

・取締役の任期を1年とし、人数を最適化（社内：6名、社外：2名）することにより、取締役の責任の明確化と職務執行の機動性を確保しました。

5. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 当社は関係会社管理規程を定め、当社と当社グループ各社間において、業務の適正を図るための指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行う体制を強化します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社と当社グループは関係会社管理規程に基づき、指示・報告等の伝達を迅速かつ効率的に行うことにより業務の適正を確保しています。
- ② 内部監査部門は、以下の項目につき当社および当社グループ各社の監査を行い、その結果を毎月代表取締役社長に報告します。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告します。
 - (1)コンプライアンス監査
 - (2)内部統制監査
 - (3)資産の保全
 - (4)会計監査
 - (5)危機管理
 - (6)業務監査
 - (7)個人情報保護監査
 - (8)特命監査
 - (9)その他

(当該体制の運用状況)

- ・内部監査部門は、当社および当社グループ各社が業務を適正に遂行しているかどうかの監査を行い、その結果を代表取締役との毎月の定例会議で報告しました。また、監査役および各業務執行部門長に適時報告しております。
- ③ 当社から当社主要グループ各社にそれぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣することにより、当社グループ各社の健全性を確保します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社から当社主要グループ各社には、それぞれ1名以上の取締役または監査役を派遣しており、当社グループ各社の健全性を確保しております。
- ④ 当社および当社グループ各社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備します。

(当該体制の運用状況)

- ・当社および当社グループ各社の取締役は、必要な体制を整備して財務報告の適正性を確認・維持しています。
- ⑤ 当社および当社グループ各社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。また、取締役および使用人に対しては反社会的勢力排除に向けた啓発活動を継続して行います。

(当該体制の運用状況)

- ・当社は、大阪府の企業防衛連合協議会や暴力追放推進センターに参加し、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図っており、当社グループ全体が反社会的勢力および団体と一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応しています。また、取締役および使用人に対してはコンプライアンス e-ラーニング等により反社会的勢力排除に向けた啓発活動を実施いたしました。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号)
監査役がその職務を補助すべき従業員(以下、「監査役スタッフ」という)を置くことを求めた場合には、その人数と必要な知識・経験・権限などを取締役と監査役とで協議の上、決定します。
(当該体制の運用状況)
・該当事項はありません。
7. 前項の使用人の取締役からの独立性、監査役の指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号)
監査役スタッフの任命、評価、異動および賞罰は、監査役会の同意を要するものとし、また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。
(当該体制の運用状況)
・該当事項はありません。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
- ① 監査役会には、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、法令上および企業倫理上の問題に関する事項（従業員相談室の利用状況ならびにその内容を含む）を、当社および当社グループの取締役および該当部署が適時報告します。
(当該体制の運用状況)
・ 監査役会を14回開催し、当社および当社グループの取締役および該当部署が必要な事項を適時報告しました。
- ② 監査役は、経営に関する重大事項についての情報を得るため、グループ執行審議会および内部統制委員会等の重要会議に出席し、議事録を含む会議資料の提供を受けることができるものとします。
(当該体制の運用状況)
・ 監査役は、週次開催のグループ執行審議会および四半期毎開催の内部統制委員会をはじめ、各事業本部等会の重要会議に出席し、そこで得た情報を適宜監査役会に報告しました。
- ③ 監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社および当社グループの取締役または該当部署が速やかに監査役または監査役会に報告します。
(当該体制の運用状況)
・ 当社および当社グループの取締役または該当部署は、監査役がその職務の遂行に必要なものとして報告を求めた事項について速やかに報告しました。
- ④ 上記①～③にて監査役に報告をした役職員は当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを当社および当社グループの役職員に周知します。
(当該体制の運用状況)
・ 監査役に報告をした役職員について、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けたとの報告がないことを確認しております。
9. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号)

① 代表取締役社長は、常勤監査役と毎月1度、監査役会とは四半期に1度、意見交換会を開催します。

(当該体制の運用状況)

・代表取締役社長は、常勤監査役との意見交換会を毎月1度、監査役会との意見交換会を四半期に1度開催しました。

② 会計監査人と監査役との連携を図るために、四半期に1度意見交換会を実施し、課題を共有する等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備します。

(当該体制の運用状況)

・監査役は会計監査人との意見交換会を四半期に1度開催しました。

③ 内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、監査役の監査に同行(共同監査)する等、緊密な連携を行い監査役監査の実効性を高めるよう努めます。

(当該体制の運用状況)

・内部監査部門は、監査役監査規程および内部監査規程に基づき、監査役との共同監査を実施し、監査役監査の実効性を高めました。

④ 監査役会が、独自に専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

(当該体制の運用状況)

・監査役会は、必要に応じて独自に監査業務に関する助言を受ける機会を持ちました。

⑤ 監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用については、職務の執行に支障がないよう速やかに支払います。

(当該体制の運用状況)

・監査役が職務を執行するにあたり生ずる費用は、職務の執行に支障がないように速やかに支払処理をしました。

●当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

小林製薬グループは、「我々は、絶えざる創造と革新によって新しいものを求め続け、人と社会に素晴らしい『快』を提供する」という経営理念の下、家庭用品製造販売事業を中心に営んでおります。家庭用品製造販売事業では、常に新市場を創造する製品やサービスの提供により顧客の潜在ニーズを開拓することに努めております。

同時に、人々の健康や命に関わる製品やサービスを提供していることから、より徹底した品質管理の実践にも取り組んでおります。これらはお客様にとっての「健康であること」、「心地よいこと」、「便利であること」等を提供する、いわば“あったらいいな”をカタチにするという精神をもって事業活動を行うものであり、総合健康企業としての当社の使命であると考えております。

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、特定の者の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような当社の株式買付提案に応じるか否かの最終判断は株主の皆様にご委ねされるべきものであります。

しかし、株式の大規模な買付のなかには、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様の株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと思われるものも散見されます。

当社が、企業価値の源泉を見失うことなく、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、常に中長期的な視点に立ち、参入している各事業領域でナンバーワンとなる競争力を強化する必要があります。具体的には、競合他社よりも早くお客様に今までになかった価値ある製品やサービスを提供することにより新市場を創造する戦略と、既存事業をより強固にする戦略を同時に遂行することであると考えております。これを当社グループが具現化できる所以は、全社員がブランド憲章を共有していると同時に、それを実現できる自由闊達でチャレンジできる社風が整っているからだと考えております。

一方、2016年3月31日現在において、別紙4「当社の大株主の状況」の記載内容を含む当社役員およびその関係者によって発行済株式の約42%が保有されております。しかし、当社の大株主は個人株主でもあることから各々の事情に基づき株式を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。また、今後も株式の一層の流動性の向上および株主数の増加を目的とした施策の実施もあり得ることから、その場合にはそれら株主の持株比率が低下する可能性があります。このため今後、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大規模な買付がなされる可能性を有すると考えております。

これらを考慮し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社に対して下記③a.(a) または (b) に該当する買付け等（取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「大規模買付行為」といいます。）が行われた際に、かかる大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断を行うための時間と情報を確保するとともに、

株主の皆様へ経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくことを可能とするため、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました（以下当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

② 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社グループはお客様の「“あったらいいな” をカタチにする」をコーポレートブランドスローガンに掲げ、毎期、お客様に新しい価値を提供する新製品に関して業界内では類を見ない発売数を誇っております。また、各製品のコンセプトを明確にし、お客様に製品の特徴を容易に理解いただくため、わかりやすいマーケティングを実践しているのも当社の大きな特徴です。これらの施策を継続、徹底することにより業績拡大、企業価値向上が実現できるものと考えております。

当社は企業価値の最大化を実現するためには株主価値を高めることが課題であると認識し、このため迅速かつ正確な情報開示と、経営の透明性の向上に努めるため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。具体的には、社長および執行役員が経営の執行にあたる一方で、会長を議長とする取締役会が経営の監督機能を担うという体制を整備し、さらには社外取締役と社外監査役を選任することで監督機能を強化しております。

また、当社グループでは、経営陣に対して現場の生の声を直接伝える場を積極的に設ける等、誰に対しても意見が言える非常に風通しの良い社風を持ち合わせております。この社風を維持、発展させることも有効なコーポレート・ガバナンスの手段であると考えております。

当社は、上記のような企業価値向上に向けたさまざまな取組みが株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの皆様の利益に繋がるものと確信しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プランの内容）の概要

a. 対象となる大規模買付行為

大規模買付行為とは、次の（a）または（b）に該当する買付行為を指します。

（a）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け等

（b）当社が発行者である株券等について、公開買付けにかかる株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b. 本プランに定める手続き

（a）大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、取締役会が友好的な買付け等であると認めた場合を除き、まず、代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、本プランに従う旨の「意向表明書」を当社所定の書式により提出していただきます。

次に、取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断およ

び取締役会としての意見形成のために必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを交付し、本必要情報の提供を求めます。提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（大規模買付行為に関し大規模買付者と意思の連絡のある者（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。））の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、株券等の所有状況および取引状況、当該大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細およびその結果、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の価額・種類、買付予定の株券等の数および買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性に関する情報等を含みます。）
- ③大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定の経緯、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容の詳細、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。））の具体的名称、同資金に関し大規模買付者の有する当社株券等その他の資産等への担保権設定の状況、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用およびそれらを具体的に実現するための施策等当社の持続的かつ継続的な企業価値向上のための施策およびそれにより企業価値が向上される根拠
- ⑥大規模買付行為完了後における当社および当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域関係者その他の当社および当社グループの利害関係者に対する対応方針
- ⑦当社の他の株主との間に利益相反が生ずる場合、それを回避するための具体的施策
- ⑧その他取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、取締役会は、意向表明書が提出された事実および取締役会に提供された本必要情報のうち、株主の皆様の判断のために必要であると認められる事項を、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会または取締役によって恣意的な判断がなされることを防止するため、別紙1「独立委員会規則」に従い、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、および社外有識者のなかから選任します。現在の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙3「独立委員会委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。

取締役会は、大規模買付者より本必要情報の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に送付します。

本プランにおいては、下記③c. (a) のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記③c. (b) のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動する場合がある、という形で対抗措置発動に係る客観的な要件を設定しておりますが、下記③c. (a) に記載のと通りの例外的対応をとる場合、ならびに下記③c. (b) に記載のと通りの対抗措置を発動する場合には、取締役会は、取締役会の判断の合理性を担保するため、独立委員会に諮問することとします。

独立委員会は、「独立委員会規則」に定められた手続きに従い、大規模買付者の買付内容につき評価、検討し、取締役会に対する勧告を行います。取締役会はその勧告を最大限尊重し、上記対抗措置の発動または不発動等に関する決議を速やかに行うものとします。取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに情報開示を行うものとします。

(c) 取締役会による評価期間

大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、取締役会は、取締役会による評価・検討、大規模買付者との交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案立案のための期間（以下「評価期間」といいます。）として、当該買付の内容に応じて下記 i または ii の期間を設定します。大規模買付行為は、大規模買付者が取締役会に対して本必要情報の提供を完了し、評価期間が経過し、取締役会が必要と判断した場合には、③b. (d) の株主意思確認手続を経た後にのみ開始されるものとします。

- i 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる株式の買付の場合は60日間
- ii その他の買付の場合は90日間

ただし、取締役会は、上記 i または ii の評価期間の延長が必要と判断した場合は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で必要に応じて評価期間を最大30日間延長できるものとします。

評価期間中、取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価、検討します。また、取締役会は必要に応じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者との間で条件改善について交渉を行うこと、あるいは、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、適切な時点でその旨および評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を適切な時点で開示します。

(d) 株主意思確認手続

取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意思を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けた上で、大規模買付行為に対し、対抗措置発動の可否またはその条件について株主の皆様判断していただくこともできるものとします。

株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会またはそれに類する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）による決議によるものとします。取締役会は、株主意思確認手続を開催する場合には、株主意思確認手続の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発

動しないことといたします。

なお、取締役会は、株主意思確認手続において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までには当社定款に定める方法によって公告するものとします。

- ①株主意思確認手続において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ②株主意思確認手続による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を株主意思確認手続の2週間前の日までに発送します。

取締役会は、株主意思確認手続にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、株主意思確認手続の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または株主意思確認手続の延期もしくは中止をすることができるものとします。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(a) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付行為が次の①から⑦までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると取締役会または株主意思確認手続において判断したときに、取締役会は、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗するものとします。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙2「新株予約権概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、特定株主グループ（注）に属する者（以下「非適格者」といいます。）でないことを新株予約権の行使条件または取得条件とする、新株予約権の譲渡を自由とする等、対抗措置としての効果および株主の皆様への投下資本回収の便宜等を勘案した変更を行うことがあります。

注（i）大規模買付者が上記③ a. (a)の大規模買付行為を行う者である場合は、保有者の株券等保有割合が20%以上の場合の保有者およびその共同保有者を、

（ii）大規模買付者が上記③ a. (b)の大規模買付行為を行う者である場合は、大規模買付者およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上の場合の大規模買付者およびその特別関係者をいいます。

なお、対抗措置を発動する際の判断の客観性および合理性を担保するため、取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、大規模買付行為が株主の皆様の全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重した上で判断します。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を当社関係者に引き取らせることを目的とする場合
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行うことを目的とする場合
- ③会社経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをすることを目的とする場合
- ⑤最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことを目的とする場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- ⑥大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性、大規模買付行為の後の経営方針・事業計画、および大規模買付行為の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なものであると合理的な根拠を持って判断できる場合
- ⑦当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な侵害をもたらすおそれがある大規模買付行為である場合

(b) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者により、本プランに定める手続きが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する場合があります。取締役会は、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、対抗措置の発動の適否、発動する場合の対抗措置の内容について、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重し決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙2「新株予約権概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、非適格者でないことを新株予約権の行使条件または取得条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および条件等を設けることがあります。

(c) 対抗措置発動の中止・変更について

大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないと取締役会が判断した場合には、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動を中止または変更することができるものとします。例えば、当社が大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合においては、次のとおり、対抗措置発動を中止または変更すること

ができるものとします。

①新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当てを中止する。

②新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の中止または変更を行う場合は、取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行うものとします。

d. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響等

本プランは、上記 a. にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じることが否かを株主の皆様が判断するため、あるいは取締役会が代替案を提示するために、必要な情報や時間を確保すること等を可能とすることを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、ひいては株主の皆様全体の利益を確保・向上させることにつながるものと考えております。

なお、上記 c. において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動自体は行われません。従って、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(3) 本プランに定める対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、場合によっては株主意思確認を行った上で、法令または当社定款により認められている対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組み上株主の皆様（本プランに定める手続きに違反した大規模買付者、および、本プランに定める手続きを遵守した場合であったとしても、大規模買付行為が上記③c.(a)の①から⑦までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると取締役会または株主意思確認手続において判断した場合の大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることが想定しておりません。取締役会または株主意思確認手続において具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、取締役会において、対抗措置として新株予約権の無償割当てが決議された場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、原則としてその保有する株式 1 株につき 1 個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記③d.(4)(a)において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化されることとなります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、取締役会が新株予約権の無償割当ての中止または発行した新株予

約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択した場合に株主の皆様に必要な手続き

(a) 新株予約権行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、新株予約権1個当たり、金1円以上で取締役会において定める価額を払込取扱場所に払い込んでいただきます。

(b) 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様の新株を交付することがあります。新株予約権の取得と引換えに株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

e. 本プランの有効期間、継続と廃止および変更

本プランの有効期間は2016年6月30日までに開催される第98期定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものとします。取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能です。

また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（2013年5月27日以降本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、ならびに変更等の場合には変更等の内容その他取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

④ 取締役会の判断およびその判断に係る理由

本プランは、以下の理由から、上記の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

a. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿っております。

b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

c. 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、対抗措置の発動にあたっては、株主意思の確認が行われる場合もありますし、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

d. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

e. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、「独立委員会規則」に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

f. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

別紙 1

独立委員会規則

1. 独立委員会は取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者のなかから、取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、2016年6月30日までに開催される第98期定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または不発動等に関する決議を行う。
なお、独立委員会の各委員および各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本プランの対象となる大規模買付行為への該当性
 - ② 取締役会の評価期間の延長
 - ③ 対抗措置の発動または不発動
 - ④ 対抗措置の中止または変更
 - ⑤ 本プランの廃止または変更
 - ⑥ その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 大規模買付者および取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ② 大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ③ 取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ④ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑤ 取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 独立委員会は、意向表明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、取締役会を通して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大規模買付者から意向表明書および取締役会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
9. 各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙 2

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、原則新株予約権1個につき1株とする。授権枠の範囲内で1株を超える数を定めることができるものとする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件
非適格者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。

以上

別紙 3

独立委員会委員の氏名・略歴

黒田 章裕	(くろだ あきひろ)
1972 年	慶應義塾大学経済学部卒業 コクヨ株式会社入社
1977 年	同社取締役
1981 年	同社常務取締役
1985 年	同社専務取締役
1987 年	同社代表取締役副社長
1989 年	同社代表取締役社長
2011 年	同社代表取締役社長執行役員
2015 年	同社代表取締役会長（現任）
高原 豪久	(たかはら たかひさ)
1986 年	成城大学経済学部卒業 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入社
1991 年	ユニ・チャーム株式会社入社
1995 年	同社取締役
1997 年	同社常務取締役
2001 年	同社代表取締役社長
2004 年	同社代表取締役社長執行役員（現任）
鳥飼 重和	(とりかい しげかず)
1970 年	中央大学法学部卒業
1990 年	司法研修所修了 弁護士登録 鈴木秀雄（卓之輔）法律事務所入所
1991 年	多賀健次郎法律事務所入所
1994 年	鳥飼経営法律事務所（現鳥飼総合法律事務所）代表弁護士（現任）

松山 遙	(まつやま はるか)
1993 年	東京大学法学部卒業
1995 年	東京地方裁判所判事補任官
2000 年	弁護士登録 日比谷パーク法律事務所入所
2002 年	日比谷パーク法律事務所パートナー (現任)
2012 年	株式会社バイテック社外監査役
2013 年	株式会社 T & D ホールディングス社外取締役 (現任)
2014 年	三井物産株式会社社外監査役 (現任) 株式会社三菱 U F J フィナンシャルグループ社外取締役 (現任)
2015 年	株式会社バイテックホールディングス社外取締役 (現任)

以 上

別紙 4

当社の大株主の状況

2016年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
小 林 章 浩	4,632	11.5
公益財団法人 小林国際奨学財団	3,000	7.5
井 植 由 佳 子	2,583	6.4
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	2,525	6.3
渡 部 育 子	1,264	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託 □）	1,123	2.8
有限会社 鵬	1,089	2.7
株式会社 フォーラム	1,035	2.6
宮 田 彰 久	1,018	2.5
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託 □）	1,011	2.5

- （注） 1. 当社は、自己株式を2,358,313株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以上

●連結株主資本等変動計算書

(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,450	4,219	127,858	△6,207	129,320
当期変動額					
剰余金の配当			△3,838		△3,838
親会社株主に帰属する当期純利益			13,466		13,466
自己株式の取得				△8,002	△8,002
自己株式の処分		733		1,029	1,763
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	733	9,627	△6,972	3,389
当期末残高	3,450	4,953	137,486	△13,179	132,710

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,553	1,359	1,874	△710	10,076	191	22	139,611
当期変動額								
剰余金の配当								△3,838
親会社株主に帰属する当期純利益								13,466
自己株式の取得								△8,002
自己株式の処分								1,763
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,307	△1,398	△205	△616	△913	△116	52	△977
当期変動額合計	1,307	△1,398	△205	△616	△913	△116	52	2,412
当期末残高	8,860	△38	1,668	△1,327	9,163	75	75	142,023

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

1) 連結子会社の数 33社

2) 主要な連結子会社の名称

富山小林製薬(株)、桐灰化学(株)、仙台小林製薬(株)、桐灰小林製薬(株)、愛媛小林製薬(株)、小林製薬ブラックス(株)、コバヤシ ヘルスケア インターナショナル インコーポレーティッド、上海小林日化有限公司、合肥小林日用品有限公司、小林製薬（香港）有限公司

② 非連結子会社の状況

1) 主要な非連結子会社の名称

アロエ製薬(株)、小林製薬チャレンジド(株)

2) 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

1) 主要な会社の名称

(株)ザ・ファン

2) 持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

コバヤシ アメリカ マニュファクチャリング エルエルシー、小林製薬グローバルイーコマース(株)、小林製薬バリューサポート(株)は、新たに設立したため連結の範囲に含めております。また、ヒートマックス インコーポレーティッドは、コバヤシ コンシューマー プロダクツ エルエルシーに名称変更しております。

持分法の範囲の変更

持分法適用関連会社でありました株式会社メディコンの、当社が保有する全株式を2015年11月2日付けで株式会社メディコンへ譲渡したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。ただし、第3四半期連結累計期間の損益の持分に見合う額は、連結損益計算書に反映しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、コバヤシ ヘルスケア インターナショナル インコーポレーティッド他18社の海外子会社と小林製薬バリューサポート(株)他1社の国内子会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、連結子会社のうち桐灰化学(株)の決算日は6月30日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの

主として移動平均法による原価法

2) デリバティブ

時価法

3) たな卸資産

たな卸資産は主として次の方法により評価しております。

(イ) 商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(ロ) 製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。

在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社の一部は1998年4月1日以降の取得に係る建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3) 長期前払費用

均等償却しております。

4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、債権の実態に応じて回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

当社及び連結子会社のうち一部は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 返品調整引当金

当社及び連結子会社のうち一部は、返品損失に備えるため、返品損失見積額を計上しております。

4) 事業整理損失引当金

事業の整理に伴う損失に備えるため、将来負担することが見込まれる損失額を計上しております。

5) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社のうち一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は、2009年2月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議しました。

また、2009年6月26日開催の定時株主総会にて、それまでの在任期間に対応する金額は対象役員の退任時に支払う旨の議案が承認されております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及びオプションについて振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(イ) ヘッジ手段 為替予約及びオプション

(ロ) ヘッジ対象 外貨建債務及び外貨建予定取引

2) ヘッジ方針

外貨建予定取引に関して、為替予約及びオプションを付し為替変動リスクをヘッジする方針であります。

4) ヘッジ有効性の評価の方法

通貨関連の取引につきましては、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当社及び連結子会社のうち一部は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しております。その他の連結子会社の一部は、期末要支給額の100%を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑥のれんの償却に関する事項

のれんの償却に関しては、投資の効果が発現する期間を考慮し、発生時以降20年以内で均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度において一括償却しております。

⑦消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	23,395百万円
投資不動産の減価償却累計額	882百万円
(2) 担保資産及び担保に係る債務	
①定期預金	50百万円
担保に係る債務（保証債務）	35百万円
②差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する際の担保として供している供託金	80百万円
(3) 保証債務	
被災地中小企業の金融機関からの借入れに対し行っている債務保証	35百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	42,525,000株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

1) 2015年5月25日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,872百万円
1株当たりの配当額	46円
基準日	2015年3月31日
効力発生日	2015年6月8日

2) 2015年10月29日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,965百万円
1株当たりの配当額	48円
基準日	2015年9月30日
効力発生日	2015年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当社定款第42条に基づき、2016年5月20日の当社取締役会において、次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	1,928百万円
1株当たりの配当額	48円
基準日	2016年3月31日
効力発生日	2016年6月6日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	153,900株
------	----------

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性・流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、原則、自己資金による方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に政府保証債・地方債・利付国債と業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金の支払期日は4ヶ月以内であり、継続的安定的に発生する外貨建て債務については先物為替予約取引並びにオプション取引を利用してヘッジしております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金並びに設備資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引並びにオプション取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	61,428	61,428	—
(2) 受取手形及び売掛金	36,088	36,088	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	43,546	43,546	—
(4) 長期貸付金	643		
貸倒引当金 (*1)	△1		
	642	630	△11
資 産 計	141,705	141,693	△11
(1) 支払手形及び買掛金	7,141	7,141	—
(2) 電子記録債務	6,519	6,519	—
(3) 短期借入金	181	181	—
(4) 未払金	14,417	14,417	—
(5) リース債務 (流動負債)	66	66	0
(6) 未払法人税等	1,788	1,788	—
(7) 未払消費税等	751	751	—
(8) リース債務 (固定負債)	618	620	1
負 債 計	31,486	31,487	1
デリバティブ取引 (*2)	△55	△55	—

- (※1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(4) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金、(5) リース債務（流動負債）、(8) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ

デリバティブの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

- (注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額223百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用の不動産（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における賃貸等不動産に関する賃貸損益は、賃貸収益290百万円、賃貸費用70百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
3,917百万円	△33百万円	3,883百万円	4,847百万円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

6. 固定資産の減損損失に関する注記事項

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場 所	用 途	種 類	減損損失
大阪府 他	事業用資産－製造用設備	機械装置等	百万円 29
大阪府	事業用資産－その他	商標権	38
大阪府	事業用資産－その他	その他無形固定資産	58
合 計			126

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社及び連結子会社は、今後の使用見込みが少ない製造用設備については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損しております。将来キャッシュフローを見込めない商標権、その他無形固定資産については、未償却残高を全額減損しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金 額
工具器具備品	百万円 3
機械装置	24
建物	2
商標権	38
その他無形固定資産	58
合 計	126

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業部毎の資産を基本単位としてグルーピングを行っており、本社・研究所等については、共用資産としております。また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産－製造用設備、事業用資産－その他については正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しており、将来キャッシュ・フローを見込めないことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,532円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 331円11銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2016年5月9日開催の取締役会において、株式分割および定款の一部変更について下記のとおり決議し、2016年7月1日で株式の分割を予定しております。

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、これに合わせて定款の一部を変更し、発行可能株式総数を170,100,000株増加させ、340,200,000株といたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2016年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

- (2) 分割により増加する株式数
- | | |
|-----------------|--------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 42,525,000株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 42,525,000株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 85,050,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 340,200,000株 |
- (3) 分割の日程
- | | |
|--------|------------|
| 基準日公告日 | 2016年6月10日 |
| 基準日 | 2016年6月30日 |
| 効力発生日 | 2016年7月1日 |
- (4) 1株当たり情報に及ぼす影響
- 当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ次のとおりであります。
- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,766円06銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 165円56銭 |

●株主資本等変動計算書
(2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	3,450	4,183	35	4,219	340	330	104,092	8,990
当期変動額								
別途積立金の積立				-			7,100	△7,100
剰余金の配当				-				△3,838
当期純利益				-				15,044
自己株式の取得				-				
自己株式の処分			733	733				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	733	733	-	-	7,100	4,105
当期末残高	3,450	4,183	769	4,953	340	330	111,192	13,096

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△6,207	115,215	7,474	148	7,623	191	123,029
当期変動額							
別途積立金の積立		-					-
剰余金の配当		△3,838					△3,838
当期純利益		15,044					15,044
自己株式の取得	△8,002	△8,002					△8,002
自己株式の処分	1,029	1,763					1,763
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,310	△187	1,123	△116	1,007
当期変動額合計	△6,972	4,967	1,310	△187	1,123	△116	5,974
当期末残高	△13,179	120,182	8,784	△38	8,746	75	129,004

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 子会社株式及び関連会社株式 … 総平均法による原価法

2) その他有価証券

(イ) 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(ロ) 時価のないもの … 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

1) 商品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2) 製品、仕掛品、貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降の取得に係る建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

均等償却しております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 返品調整引当金

返品損失に備えるため、返品損失見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及びオプションについて振当処理の条件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

1) ヘッジ手段 為替予約及びオプション

2) ヘッジ対象 外貨建債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建予定取引に関して、為替予約及びオプションを付し為替変動リスクをヘッジする方針であります。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

通貨関連の取引につきましては、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社短期貸付金のうち貸倒引当金と相殺している額	118百万円
その他流動資産のうち貸倒引当金と相殺している額	44百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	12,314百万円
投資不動産の減価償却累計額	539百万円
(3) 担保資産	
①定期預金	50百万円
担保に係る債務（保証債務）	35百万円
②差入保証金	
関税法・消費税法に基づく納期限延長制度を利用する 際の担保として供している供託金	80百万円
(4) 保証債務	
被災地中小企業の金融機関からの借入れに対し行っている 債務保証	35百万円
関係会社について金融機関からの借入に対し行っている債務保証	2百万円
関係会社の工事契約について行っている債務保証	20百万円
(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
金銭債権	5,942百万円
金銭債務	14,090百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	8,858百万円
原材料費及び製品外注費 （製造原価）	34,485百万円
その他の営業取引高	3,637百万円
営業取引以外の取引高	2,557百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,358,313株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式等評価損	1,683百万円
退職給付引当金	571百万円
未払経費	1,259百万円
固定資産減損損失	541百万円
賞与引当金	415百万円
たな卸資産評価廃棄損	93百万円
未払事業税	153百万円
返品調整引当金	233百万円
貸倒引当金	380百万円
為替予約	17百万円
ソフトウェア開発費	20百万円
その他	328百万円
繰延税金資産小計	5,697百万円
評価性引当額	△3,169百万円
繰延税金資産合計	2,528百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,690百万円
繰延税金負債合計	△3,690百万円
繰延税金負債の純額	△1,162百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.29%から平成28年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.58%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は78百万円、法人税等調整額が126百万円、その他有価証券評価差額金が206百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が0百万円減少しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 1	科目	期末残高 (百万円) (注) 1
子会社	富山小林製薬(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入 不動産の賃貸 (注) 2 資金の貸借 (注) 3	11,448 105 34	買 掛 金 － 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 (注) 3	3,804 － 440
子会社	仙台小林製薬(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の製造 役員の兼任	当社製品の購入 不動産の賃貸 (注) 2 資金の貸借 (注) 3	10,034 170 306	買 掛 金 － 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 (注) 3	3,184 － 612
子会社	桐灰化学(株)	(所有) 直接 100%	当社製品の販売 役員の兼任	当社製品の販売 資金の貸借 (注) 3	5,525 △826	売 掛 金 関 係 会 社 短 期 借 入 金 (注) 3	242 3,097
関連会 社 (注) 4	(株)メディコン	(所有) 直接 50%	当社製品の販売 役員の兼任	関係会社株式の売却 (注) 5 関係会社株式売却益 (注) 5	3,000 2,941	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 賃貸料については、近隣の価格を参考にして双方が協議の上決定しております。
3. 貸付金・借入金については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
4. 当社が保有する株式会社メディコンの全株式を2015年11月2日付けで株式会社メディコンへ譲渡したため、同社は関連当事者ではなくなっております。このため、属性、議決権等の所有割合および関連当事者との関係は関連当事者であった期間のものを記載しております。
5. 取引価格につきましては、第三者算定機関により算定した価格を参考にして、両者協議の上、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小林 豊	(被 所 有) 直接 0.23%	当社代表取締役 副会長	新株予約権の行使	11	－	－
役員	山根 聡	(被 所 有) 直接 0.01%	当社常務取締役	新株予約権の行使	11	－	－

(注) 2013年6月27日定時株主総会および取締役会の決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

7. 固定資産の減損損失に関する注記事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場 所	用 途	種 類	減損損失
大阪府	事業用資産－製造用設備	機械装置等	百万円 15
大阪府	事業用資産－その他	商標権	38
大阪府	事業用資産－その他	その他無形固定資産	58
合 計			112

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は、今後の使用見込みが少ない製造用設備については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損しております。将来キャッシュ・フローを見込めない商標権、その他無形固定資産については、未償却残高を全額減損しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金 額
工具器具備品	百万円 3
建物	2
機械装置	10
商標権	38
その他無形固定資産	58
合 計	112

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、事業部毎の資産を基本単位としてグルーピングを行っており、本社・研究所等については共用資産としております。また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産－製造用設備、事業用資産－その他については正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しており、将来キャッシュ・フローを見込めないことから帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,209円85銭
(2) 1株当たり当期純利益	369円91銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2016年5月9日開催の取締役会において、株式分割および定款の一部変更について下記のとおり決議し、2016年7月1日で株式の分割を予定しております。

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、これに合わせて定款の一部を変更し、発行可能株式総数を170,100,000株増加させ、340,200,000株といたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2016年6月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	42,525,000株
今回の分割により増加する株式数	42,525,000株
株式分割後の発行済株式総数	85,050,000株
株式分割後の発行可能株式総数	340,200,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2016年6月10日
基準日	2016年6月30日
効力発生日	2016年7月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額	1,604円93銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	184円95銭